# 高知県医療勤務環境改善支援センター ニュースレター

令和5年10月発行 第65号

## 令和5年度医療勤務環境改善研修会を開催しました

医療勤務環境改善研修会を高知労働局、高知県及び当センターの主催、高知県医師会の共催で、10月21日(土)に対面(会場参集)とライブ配信で開催しました。今号では、研修会の内容を紹介するとともに、オンデマンド配信(10/31~11/13)の追加申し込みをご案内します。

オンデマンド配信ご希望の方は、勤改センターkinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp までご連絡ください。 (このご案内はお申込みをされていない方へのものです。お申込み済みの方には 10/30 までに URL をメール送信します。)

#### ● 高知県健康政策部医療政策課からは、

医師の働き方改革の全体像のおさらいの後で、来年 4 月までの間に高知県内の医療機関に準備していただきたいことを項目立てて説明されました。

- ・A 水準の医療機関でも 100 時間超の時間外労働が発生した場合は面接指導を行わなければならず、そのためには面接指導できる資格を持った医師が必要です。医師はオンライン講習(無料)受講で資格を得ることができます。
- ・他の医療機関から医師派遣の引き揚げを示唆されていませんか?県が行ったアンケートで「引き揚げについて確認していない」と回答された医療機関があります。ぜひ確認してください。また「示されていない」と回答された医療機関も念のために派遣元の医療機関に来年4月以降の確認をなさってください。宿日直許可の取得で対応できる可能性があります。

### ● 高知労働局労働基準部監督課からは、

労働時間の考え方を中心に説明されました。労働時間について、自院での医師の労働時間を把握できているか、自院の医師の副業・兼業時間を把握しているか、自院は宿日直許可を既に取得しているかなどを自己チェックすることが大切と示されるとともに、「医師の研鑚に係る労働時間の考え方」について詳しく説明されました。医師の研鑚と労働時間のすみわけはどこの医療機関でも悩ましい問題ですが、所定労働時間外に行う医師の研鑚は、診療等の本来業務と直接の関連性なく、かつ、上司の明示・黙示の指示によらずに行われる限り、在院して行う場合であっても、一般的に労働時間に該当しないと考えられるとのことです。なお、9月から各労働基準監督署でWEB説明会を実施しています。まだ参加されていない医療機関は参加をご検討ください。

#### ● 特別講演

「2024年以後の地域医療の方向性~働き方改革を中心に~」と題し、高知県健康政策部家保英隆部長からご講演をいただきました。ご自身の国、県、市町村のみならず国外で得られた経験と豊富な知見をもとに、高知県の医師の働き方改革の骨格について説明されました。それから「高知県の医療の状況」について高知県の中山間地域の厳しい現状は今後も続くという予測と、「今後の想定される変化」について、患者さんや医療機関、行政の立ち位置ごとに説明がありました。

今後は各医療機関がどんな医療をどのようにして継続して提供するか明確にする必要があるとし、市町村の関与が重要になると講演を 結ばれました。



#### ● 参加者からは、

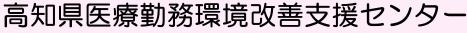
「知らない情報を得ることができた」、「これまでの知識の整理になり今後の取組みの方向性が明確になった」、「特別講演の内容はとても参考になった」の感想をいただきました。



医師の働き方改革について、センターアドバイザーが訪問して説明しますので、気軽に問合せください。

高知県イメージキャラクター「くろしおくん」

社会保険労務士や医業経営コンサルタントからのアドバイスも無料で受けられます!



(事業受託者:一般社団法人 高知医療再生機構)

TEL 088-822-9910

平日8:30 ~ 17:15まで

ホームページ https://www.kochi-mrr.or.jp/kinmukankyoukaizen E-mail kinmukankyoukaizen@kochi-mrr.or.jp



